

公益財団法人群馬県育英会評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県育英会（以下「本会」という。）定款第17条及び第33条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第27条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 役員等とは、第1号に定める役員及び第2号に定める評議員をいう。
- (4) 常勤役員とは、本会事務局又は学生寮を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (5) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (6) 常務理事とは、定款第27条第3項に基づき置かれる者をいう。
- (7) 使用人兼務理事とは、この法人の職員であってこの法人の理事を兼ねている者をいう。
- (8) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (9) 費用とは、職務の執行に伴い発生する旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員のうち常務理事に対し、別表第1に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 常勤役員のうち使用人兼務理事に対しては、使用人としての職員の職務の対価として、公益財団法人群馬県育英会事務局の組織及び運営に関する規程第5条の規定により理事長が別に定める給料を支給し、理事の職務執行の対価としての報酬は支給しない。

3 非常勤役員に対し、別表第2に定める総額の範囲内で、報酬を理事会及び評議員会等への出席又は監査の都度支給することができる。

4 評議員に対し、定款第17条に定める総額の範囲内で、報酬を評議員会等への出席の都度支給することができる。

(報酬等の額)

第4条 前条の報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項の報酬等の額は、別表第1に定める総

額の範囲内で、理事会において決定する。

- (2) 前条第3項の報酬の額は、別表第3に定める額とする。

- (3) 前条第4項の報酬の額は、別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 第3条第1項の常務理事に対する報酬等は、毎月21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）または、日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。また、賞与の支給月は、6月及び12月とする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、会議等への出席又は監査の都度支給する。

(費用弁償)

第6条 本会は、使用人兼務理事、非常勤役員及び評議員がその職務に当たって執行し、又は負担した費用について支払うものとする。ただし、使用人兼務理事が理事としての職務の執行に当たって執行し、又は負担した費用のうち旅費を支給する場合には、公益財団法人群馬県育英会職員等の旅費に関する規程第3条に定める職員等が出張した場合に支給される旅費については、これを支給しないものとする。

2 前項の費用のうち旅費の支給については、非常勤役員及び評議員が、第3条で定める報酬が支給されない職務で学生寮を訪れる場合において、1名につき月1回を限度とする。

3 前2項の旅費の支給の基準については、群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和38年4月1日条例第24号）を準用することができるものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成28年6月21日評議員会議決）

この改正は、平成28年6月22日から施行する。

附 則（平成29年6月21日評議員会議決）

この改正は、平成29年6月21日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

常勤の常務理事の報酬等の総額（年額）
支給対象となる常勤役員がないため、設定していない。

別表第2（第3条第2項関係）

非常勤役員の報酬等の総額（年額）
1,500,000円

別表第3（第4条第2号関係）

役職名	職務内容	金額	備考
理事	・理事会に出席 ・評議員会に出席 ・本会主催行事に参加等	11,000円 ／1回	群馬県職員の職（県議会議員及び行政委員以外の特別職を含む）にある者には支給しない。
監事	・理事会に出席 ・評議員会に出席 ・監査 ・本会主催行事に参加等	11,000円 ／1回	同上

別表第4（第4条第3号関係）

役職名	職務内容	金額	備考
評議員	・評議員会に出席 ・本会主催行事に参加等	11,000円 ／1回	群馬県職員の職（県議会議員及び行政委員以外の特別職を含む）にある者には支給しない。